

一般社団法人日本理科教育学会 学術連携委員会規程

2020年8月21日制定

(設置)

第1条 定款第44条に基づき、本会に一般社団法人日本理科教育学会学術連携委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、本会の学術連携に関する実務を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

第4条 委員長は会長が指名する者とし、理事会の決議を経て、会長が任免する。

2. 委員は正会員の中から、理事会の推薦と委員長の推薦により、理事会の承認を経て会長が任免する。

(任期)

第5条 委員長、委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2. 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

3. 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。

4. 委員会には、委員長が必要と認める時、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(業務)

第7条 本委員会は、第2条の学術連携に関わる目的達成のために次の業務を行う。

(1) 国内の理科教育関連学協会との連絡、情報交換及び交流事業に関すること。

(2) 教科「理科」関連学会協議会（CSERS）に関すること（構成学会としての参加、発言、議決権の行使等）。

(3) その他必要な業務。

(計画・予算)

第8条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

(報告)

第9条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第10条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附則 この規程は、2020年8月21日より施行する。